

滋賀県東北部工業技術センター整備事業

業務要求水準書

(案)

令和3年(2021年)12月

滋 賀 県

目 次

第1	総則	
1	本書の位置付け	1
2	本事業の目的等	1
3	性能規定	1
4	選定事業者の業務範囲	2
5	事業期間	2
6	遵守すべき法令等	2
7	県との調整	5
8	要求水準の変更	5
第2	施設整備に関する要求水準	7
1	総則	7
2	施設計画に関する要求水準	13
3	施設整備業務	32

(添付資料)

- 別紙 1 位置図
- 別紙 2 計画予定位置参考図
- 別紙 3 インフラ整備状況
- 別紙 4 事業用地地盤データ
- 別紙 5 必要諸室の要求水準
- 別紙 6 什器・備品リスト
- 別紙 7 主要諸室参考図
- 別紙 8 滋賀県東北部工業技術センターバルブ実流試験機仕様書

第1 総則

1 本書の位置付け

本要求水準書（以下、「本書」という。）は、滋賀県（以下、「県」という。）が、「滋賀県東北部工業技術センター整備事業」（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「選定事業者」という。）の募集・選定にあたり、入札参加者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において県が要求する施設整備水準（以下、「要求水準」という。）を示し、募集に参加する入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

入札参加者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、県は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。

2 本事業の目的等

(1) 本事業の目的

滋賀県東北部工業技術センター（以下「センター」という。）は、平成9年（1997年）に「滋賀県繊維工業指導所」と「滋賀県立機械金属工業指導所」の統合により設立された。その前身である県立長浜工業試験場および能登川工業試験場が設立された明治44年（1911年）から100年を超える。現庁舎は、長浜庁舎が昭和47年（1972年）、彦根庁舎は昭和49年（1974年）に整備されており、50年近い歳月により施設の老朽化が進んでいる。

平成28年（2016年）3月に策定された「滋賀県県有施設更新・改修方針」において、センターは更新事業の対象となり、そこでセンターの現状と課題を整理し、施設・サービス両面でセンターに求められる機能を明らかにし、その機能を最大限に発揮する新たなセンターの施設整備を行うため、基本計画の取りまとめを行った。

その後、センターの整備手法について、PPP/PFI等の民間活力の積極的活用を含めた検討を行った結果、一括発注、および性能発注によるコスト削減の面で効果があることから、PFI方式（BT方式）が選定されるに至った。

本事業について、県は「PFI法」に基づく事業として実施することを検討している。滋賀県東北部工業技術センター（以下、「本施設」という。）の設計、建設を一体的に実施することにより、民間事業者の創意工夫が発揮され、公共サービスの質の向上と財政負担の軽減が図られることを期待する。

(2) 本施設の位置づけ等

本施設の基本計画等については、次のホームページを参照すること。

滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画の策定について：

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/315314.html>

3 性能規定

本書は、県が本事業に求める施設内容の最低水準を規定するものである。

入札参加者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様のない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

4 選定事業者の業務範囲

選定事業者の業務範囲は次のとおりとする。

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（BELS申請業務を含む）
- ウ 着工前業務
- エ 建設期間中業務（建設、工事監理等）
- オ 完工後業務
- カ その他必要な関連業務

5 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和7年3月末日までとする。

(1) 設計・建設・完工後業務期間

令和5年4月から令和7年3月末日とする。

選定事業者は、令和7年3月末日までに設計図書に定められた工事を完成させ新施設を県に引き渡し、既存施設からの引越しが可能な状態とすること。

(2) 供用開始日

令和7年4月以降

6 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、次の法制度等および設計、建設業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則等を遵守するとともに（仕様書等については最新版を適用すること）、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照合の上適宜参考にすること。

なお、適用基準が示す性能等を満たすことを条件として、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認める。

(1) 法令

- ・地方自治法
- ・都市計画法
- ・都市公園法
- ・消防法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・屋外広告物法

- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ ガス事業法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 建築基準法
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 文化財保護法
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 景観法
- ・ 駐車場法
- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働基準法
- ・ 特定化学物質等の障害予防規則
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 雨水の利用の推進に関する法律

- ・その他の関連法令等

(2) 条例等

- ・滋賀県建築基準条例
- ・湖北地域消防組合火災予防条例
- ・だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
- ・滋賀県流域治水の推進に関する条例
- ・滋賀県環境基本条例
- ・滋賀県公害防止条例
- ・滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例
- ・ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
- ・滋賀県屋外広告物条例
- ・滋賀県文化財保護条例
- ・米原市景観計画
- ・米原市緑の基本計画
- ・滋賀県行政手続条例
- ・滋賀県個人情報保護条例
- ・防犯カメラの運用に関する指針
- ・滋賀県情報公開条例
- ・滋賀県暴力団排除条例
- ・滋賀県建築基準法等施行細則
- ・滋賀県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則
- ・滋賀県グリーン購入基本方針
- ・滋賀県公害防止条例
- ・その他の関連条例等

(3) 各種基準・指針等

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築鉄骨設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・日本建築学会等の諸基準（空気調和衛生工学会、電気設備学会等）
- ・公共建築工事標準仕様書 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 電気設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針
- ・県有施設利活用基本指針
- ・公共建築物における滋賀県産木材の利用方針
- ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針
- ・滋賀県公共施設等マネジメント基本方針
- ・滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン
- ・県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針
- ・その他の関連基準・指針等

7 県との調整

県と選定事業者との間で、本事業全般についての協議を目的とする協議会を開催する。協議会は、県と協議の上定期的に開催するほか、県および選定事業者双方の求め等必要に応じ臨時会を開催する。

協議会の下に、施設整備業務の各業務の内容に応じて部会を設けるものとする。部会については、本書の該当箇所を参照すること。

8 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・地震、風水害、新型コロナウイルス等の感染症の流行その他の災害等（以下、「災害等」という。）の発生や事故等により、特別な業務内容が常時必要となるときまたは業務内容が著しく変更されるとき。

- ・県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続

県は、要求水準を変更する場合、事前に選定事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づき選定事業者へ支払うサービス対価を含め、事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

第2 施設整備に関する要求水準

1 総則

(1) 施設整備方針

選定事業者は、滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画に基づき、本施設を整備すること。

(滋賀県東北部工業技術センター整備基本計画より)

ア. 基本方針

「企業に寄り添うパートナーシップ型センター」

技術のワンストップサービス拠点として、新製品や新技術開発に際し、材料開発・デザイン創作から、評価分析・試作開発まで、構想から製品化まで切れ目ないサポートを行い、企業とともに本県の産業振興に貢献します。

イ. 目指す姿

基本方針を実現するために東北部工業技術センターが目指す姿は次の通りです。

(ア) 企業のチャレンジを支援

次世代技術開発を実施するためのスペースと、開発に必要なセンターの設備・産業支援機関の情報・大学の知見を企業に提供することで、技術開発に挑戦する企業の取り組みを支援します。

(イ) 地場産業のチェンジを支援

バルブ試験環境の充実により、国内バルブ支援拠点としてさらなる発展を支援します。また地場産業の発展拡大に向けて、バイヤーやユーザー、専門家が集う“場の整備”と連携事業を充実します。

(ウ) 企業のトライアルを支援

センターの試作対象分野を現在の繊維、プラスチック、金属、機械分野に加えて、企業ニーズの高いシミュレーションや3Dプリンタなどの周辺環境にまで拡大し、企業の試作開発を支援します。

(エ) ヒトやモノのネットワーク構築を支援

センターに、ヒトやモノの交流を生み出すためのオープンラボやオープンサロンのほか、産業支援機関や大学との連携を促進するサテライト環境を整備し、イノベーション創出を促進します。

ウ. 担う機能

(ア) 時代の変化に適応する次世代研究開発支援機能（チャレンジ）

企業と大学関係者の交流を促進する開かれた研究施設として、東北部地域から次世代技

術の発信を目指します。

- ・産学官連携とオープンイノベーションにより、環境配慮型材料やIoT、AIなど、時代の変化に適応する次世代技術の研究開発を推進します。
- ・大学の研究シーズと県内企業のモノづくり技術のニーズのマッチングにより、実用化・事業化に向けた「橋渡し」共同研究を推進します。
- ・研究開発の構想段階から実証化まで、企業が集中的に研究開発できる環境づくりを推進します。

(イ) 顧客に寄り添った地場産業支援機能（チェンジ）

県東北・西部の地場産業の支援戦略として、マーケットインを促進します。

- ・デザイン創作、マーケティング支援等により、顧客、消費者のニーズに寄り添った商品開発や地場産企業の新分野進出、高付加価値商品の試作開発を一貫サポートします。
- ・技術の伝承、後継者育成、IT導入等による生産性向上等の取り組みを支援し、地場産業の持続的な成長をサポートします。

(ウ) 現場ニーズに対応したモノづくり支援機能（トライアル）

“企業の試作工場”として、企業のモノづくり技術の高度化を実現します。

- ・新技術開発や新製品開発に挑戦する企業のモノづくり現場のニーズに対応した試作開発を一貫サポートします。
- ・材料開発から製品開発まで、企業が直面する様々な課題に対し、高度かつ、多彩な試験分析技術を提供します。
- ・技術の高度化・複合化を目指す企業への企業間連携、異業種交流のコーディネートを推進し、分野横断・技術融合のモノづくりをサポートします。

(エ) イノベーションを生み出す情報交流・発信機能（ネットワーク）

作り手、売り手、買い手の交流を促す“オープンサロン”や産業支援機関等との連携機能の提供により、新たなモノづくりイノベーションを創出します。

- ・アクセス好適環境を活かした企業の技術シーズや地場産業の発信により、B to B/Cのきっかけづくりやブランド力向上を強力的にサポートします。
- ・研究会、講習会、セミナー等の開催により、企業の人材育成や企業間連携、異業種交流を活発化、イノベーション創出をサポートします。
- ・大学や産業支援機関等の仮想サテライト機能の提供等によるワンストップサービスの強化を図ります。

(2) 施設整備に係る基本要件

ア. 事業用地の概要

本施設の事業用地の主な概要は、次のとおりである。

(ア) 所在地

・滋賀県米原市梅ヶ原2230

(イ) 敷地面積

・ 8,000㎡

(ウ) 土地所有者

・ 米原市

(エ) 地域地区

・ 準工業地域（指定建ぺい率80%/容積率300%）

(オ) その他

・ 埋蔵文化財包蔵地外（「文化財保護法」）

イ. インフラ整備状況

選定事業者は、各種インフラの整備について、提案する施設内容にあわせて各インフラ業者と協議を行い、選定事業者の負担で接続等工事を行うこと。

(ア) 周辺道路状況

- ・ 事業用地の接続道路の状況は、別紙2「計画予定位置」のとおりである。
- ・ 計画地は米原駅の南側に位置し、敷地東側は国道8号線、南側は市道米原駅東口3号公園線、西側は市道米原梅ヶ原線に面している。

(イ) 上水道

- ・ 計画地西側の市道米原梅ヶ原線内に上水φ150の配管が埋設されている。
- ・ なお、現状については、別紙3「インフラ整備状況」を提示するが、計画建物の設計にあたっては選定事業者にて詳細調査を行った上で施工を行うこと。

(ウ) 下水道

- ・ 現状については、別紙3「インフラ整備状況」を提示するが、計画建物の設計にあたっては選定事業者にて詳細調査を行った上で施工を行い適切に公共柵へ接続すること。

(エ) ガス

- ・ 計画建物の熱源についてはイニシャルコスト、ランニングコスト、メンテナンス性等を含めて適切な提案を行うこと。

(オ) 雨水

- ・ 計画地南側及び西側の市道との敷地境界部に道路側溝が敷設されており、雨水排水はこちらへ接続すること。

(カ) 通信

- ・現況は、通信事業者を確認すること。
- ・事業用地内は、地中埋設管路方式とすること。

(キ) 電気

- ・現況は、電力事業者を確認すること。
- ・本施設専用受電を行うこと。
- ・既存引込位置は現地を確認した上で、選定事業者にて改めて調査・検討を行い適切な提案、施工を行うこと。
- ・事業用地内は地中埋設管路方式とすること。

(ク) テレビ電波

- ・地上デジタル、BS、CS波が到来している。

ウ. 地盤状況

事業用地の地盤状況概要を別紙4「事業用地地盤データ」に示すが、選定事業者は、当該資料の内容について、自らの責任において解釈し、利用すること。なお、設計業務の実施に当たり必要な地盤調査等については、選定事業者の責任において実施すること。なお、費用については選定事業者の負担とする。

エ. 埋蔵文化財

事業用地は埋蔵文化財包蔵地外となっている。ただし、工事に際しては所管する部署との協議確認を行った上で着工すること。又、工事中新たに遺構・遺物が発見された場合、または工事計画の変更等のある場合には、県、市と協議を行うこと。

オ. 測量

県は、今回計画において令和4年度前期までに敷地境界を確定し、確定測量図を準備する予定であり、本書にある敷地面積は現在の資料に基づくものである。今後の申請等における敷地面積は県と協議のこと。

上記において計画地全体の高低測量等は予定していない。よって、今回計画に係る範囲の測量（高低測量等を含む）については各種申請に必要な資料も含めて選定事業者の責任において実施すること。なお、費用については選定事業者の負担とする。

(3) 施設整備の概要

ア. 施設構成の概要

(ア) 建物規模

- ・本施設の延床面積は5,828㎡程度とする。

(イ) ゾーニング

- ・本施設の基本的な施設構成については、次のとおりとする。ここで、ゾーン、分類等が棟構成を表すものではなく、相応しい棟区分のあり方については選定事業者の提案とする。
- ・なお、降雨・積雪時にも施設利用者がゾーン間を容易に移動することができるようなレイアウトとすること。各諸室の詳細な配置条件は、「別紙5 必要諸室の要求水準」参照のこと。

ゾーン	分類	諸室	配置条件
管理・運営（本館棟）	職員専用 1	・執務室（1-1）	・玄関・展示交流ゾーンと近接
		・給湯室（1-2） ・所長室兼応接室（1-3） ・コピー室（1-4） ・事務用倉庫（1-11） ・職員更衣室（男女別）（1-12）	・執務室（1-1）と近接
	職員専用 2	・屋内機械室（1-13）	・精密計測室（1-17）と離隔 ・外部搬入用扉必要
	職員専用 3	・図書・資料保管室（3-1）	・配置制限なし ・分割配置可
玄関・展示交流（本館棟）	企業利用	・展示スペース ・玄関ホール ・交流・精算室（1-5） ・技術相談室（1-6） ・来庁者用更衣室	・執務室（1-1）と近接 ・オープンサロン（1-1-3）に容易に立ち寄ることができること
セミナー・ミーティング（本館棟）	企業利用	・会議室（3-11） ・研修室（3-12）	・隣接のこと ・階段もしくはエレベーターに近接のこと
評価分析・観察（本館棟）	設備開放 1	・X線装置・ICT研究室（1-7）	・外部搬入用扉必要
	設備開放 2	・プラスチック性能評価室 1（1-8）	・外部搬入用扉必要
	設備開放 3	・精密計測室（1-17）	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要 ・屋内機械室（1-13）と離隔
	設備開放 4	・恒温恒湿室 A・B（1-16）	・室外機、加湿機等の空調設備を納める機械室が必要
	設備開放 5	・硬さ試験室（2-1） ・金属分析室 1（2-6） ・試料観察室（2-8） ・金属組織・腐食試験室	・金属分析室 1（2-6）と金属分析前処理室（2-11）は隣接のこと

ゾーン	分類	諸室	配置条件
		(2-9) ・ 金属分析前処理室 (2-11)	・ 試料観察室 (2-8) は、できるだけ鉄道や幹線道路から距離をとること
		・ 化学分析室 1 (2-4)	・ 試料観察室 (2-8) とは、同一フロア内、あるいは階段・エレベーターを用いることで容易に往来可能な程度に近接のこと
	設備開放 6	・ 化学プロセス評価室 (3-3) ・ 機能材料開発室 (3-4) ・ 化学実験室 2 (3-5)	・ 稼働壁による一体的な運用を考慮すること
	設備開放 7	・ 繊維観察室 (3-6)	・ 北向き採光必要
	設備開放 8	・ 化学分析室 2 (3-9) ・ 化学実験室 1 (3-10)	・ 近接のこと
	設備開放 9	・ 工作室 (1-9) ・ プラスチック性能評価室 2 (2-5) ・ 金属分析室 2 (2-10) ・ シミュレーション支援室 (3-2) ・ プラスチック性能評価室 3 (3-7)	・ 配置制限なし
	職員専用	・ 倉庫 (1-10) ・ 試料保管庫 (2-2) ・ 機器保管庫 (2-7)	・ 配置制限なし ・ 分割配置可
試作・試験 (工場棟)	繊維・デザイン (工場棟 A)	・ 繊維試作室 (A-1-1) ・ 繊維試織室 (A-2-1) ・ デザイン室 (A-2-2)	・ 繊維試作室 (A-1-1) に外部搬入扉必要
		・ 倉庫 (A-2-3)	・ 配置制限なし
	材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作 (工場棟 B)	・ 材料強度試験室 (B-1) ・ 精密加工室 (B-2) ・ 環境試験室 (B-3)	・ 配置制限なし ・ B-1、B-2 に外部搬入扉必要
		・ その他試作室 (B-5-1) ・ 工作室 (B-5-2) ・ 電気炉室 (B-5-3) ・ 鋳造室 (B-5-4)	・ 同一部屋内に配置のこと ・ 外部搬入扉必要
		・ 樹脂保管庫 (B-4) ・ 樹脂成形室 (B-6)	・ 近接のこと ・ 樹脂成形室 (B-6) に外部搬入扉必要
バルブ実流試験 (工場棟 C)	・ バルブ実流試験室 (C-1)	・ 別添バルブ実流試験機仕様を参照のこと	
共同研究・開発 (イノベーション創出支援棟)	情報交流 1	・ オープンサロン (I-1-3) ・ 倉庫	・ 近接のこと ・ 玄関・展示交流ゾーンから容易に立ち寄ることができること
	情報交流 2	・ サテライト室 (I-2-2)	・ 配置制限なし
	試作開発 1	・ オープンラボ 1 (I-1-4) ・ オープンラボ 2 (I-1-5)	・ 外部搬入用扉必要 ・ 入居企業による利用想定
		・ オープンラボ 3 (I-3-4) ・ オープンラボ 4 (I-3-5)	・ オフィスと近接のこと ・ 入居企業による利用想定
	オフィス	・ オフィス 1 (I-3-2) ・ オフィス 2 (I-3-3)	・ 試作開発 2 と近接のこと ・ 入居企業による利用想定

ゾーン	分類	諸室	配置条件
		・給湯室 (I-3-6) ・収納ロッカー (I-3-7)	
外構		来客用駐車場、公用車駐車場、職員駐車場、正門、柵等	

※ゾーンの（ ）内は、基本計画における棟を表している。

※分類は、原則として近接していることが望ましい室群を表す。

ただし、配置制限がない諸室については、これに依らず配置可能とする。

2 施設計画に関する要求水準

(1) 計画全般

選定事業者は、計画全般について、以下の内容に従うこと。

ア. 社会性に関する基本的要件

(ア) 地域性

- ・ 県内企業の参画を可能な限り図るなど、県内経済の活性化に資すること。
- ・ 県内産品を可能な限り使用すること。

(イ) 景観

- ・ 周辺地域の景観と調和するよう、外観・色彩等に配慮する。
- ・ 公的施設として「米原市景観計画」の実現に十分配慮した計画とすること。

イ. 環境保全性に関する基本的要件

(ア) 屋内環境全般

- ・ 次の(イ)から(カ)に示す環境保全に関する項目について十分配慮した計画とすること。

(イ) 環境負荷低減性

- ・ エネルギー起源のCO₂排出量を削減するため、建築物の外皮の断熱化、省エネルギー設備の導入や自然エネルギーの利用等に取り組むこと。
- ・ 本施設、および諸室の計画、建築材料・設備機器（センター保有機器除く、以下同じ）の選定の際は、経済性、効率性、耐久性等に配慮し、初期費用から運用および維持管理费用までのLCC（ライフサイクルコスト）の低減を最大限に図ること。
- ・ 管理・運営、および評価分析・観察ゾーン（基本計画に記載の本館棟）については、BELS認証を受けてZEB Ready以上を取得すること。（なお、一部の諸室については、標準的な使用条件を定めることが困難であり、一次エネルギー消費量の算出対象には含まれない室、および設備が想定される。）また、利用者の作業環境等の快適性についても十分考慮すること。
- ・ その他のゾーンについては、建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）に則り外皮性能の向上及び各設備の省エネルギー化を図ること。また、利用者の作業環境等の快適性についても十分考慮すること。

(ウ) 長寿命化

- ・「滋賀県県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、建物の寿命を長期（65年）に設定すること。
- ・また、長期保全計画を策定し、その計画で想定する大規模修繕等を考慮した予防保全が適正に実施できる建物とすること。

(エ) 適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生を抑制するとともに、発生した建設副産物の再資源化に努めること。
- ・オゾン層破壊物質や温室効果ガスの使用抑制、漏洩防止等に努めること。

(オ) エコマテリアル

- ・シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。
- ・再生資源を活用した建築資材や再生利用・再利用が可能な建築資材、解体容易な材料の採用等、資源循環の促進を図ること。
- ・県産の木材、間伐材を可能な限り活用すること。

(カ) 周辺環境保全性

- ・周辺環境に配慮し、景観と調和した敷地内緑化、屋上緑化等に努めること。
- ・施設建設や建物・設備等にとまなう騒音・振動、風害および光害の抑制など、周辺環境へ及ぼす負の影響を低減させること。

ウ. 防災性に関する基本的要件

(ア) 地震対策

- ・十分な耐震性を確保し、施設利用者（職員、来庁者含む、以下同じ）の安全を確保すること。
- ・本事業において設置する非構造部材（パーティション等）や室内の露出ダクト、備品等についても、落下や転倒防止への適切な対策を講じること。

(イ) 火災対策

- ・燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防炎・防火設備を設置すること。
- ・消防法を遵守し自動火災報知設備を設置すること。
- ・建築基準法等を遵守して防火戸、防火シャッター等閉鎖装置を設置し、警報設備を執務室に設置すること。
- ・電気炉やガスバーナー等の熱源等を取り扱う各部屋については、その仕様用途に応じた適切な防火設備を備えること。
- ・ガス（プロパンガスあるいは都市ガス）の漏洩検知器を設置すること。

- ・消防法に定める非常放送および業務放送兼用設備を設置すること。防災アンプは、執務室に設置すること。始業および終業を知らせるチャイムを設置すること。
- ・スピーカー等は天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁付音量調整器を設けること。設置箇所は、各諸室における関係法規による。

(ウ) 風対策

- ・風害による施設本体および周辺への影響を最小限にすること。
- ・周囲（新幹線、国道）からの風の影響を最小限にすること。

(エ) 雪対策

- ・事業用地の気候特性を踏まえ、屋根の積雪対策に配慮した工法、材料および製品を採用すること。
- ・屋外に設置する設備や工作物の機能確保、配管の凍結対策等を行うこと。
- ・建築物だけでなく、屋外の工作物等についても積雪時の対策を行うこと。
- ・落雪、落氷による事故防止、積雪や路面凍結に対する安全性を確保すること。

(オ) 落雷対策

- ・建物および部材の強度を適切に確保し、電子・通信機器、電力・通信線にも、落雷の影響がないよう防護すること。

(カ) 浸水・冠水対策

- ・浸水・冠水対策について十分に配慮すること。

(キ) 緊急時対策

- ・建物内外について災害時の避難動線を確保し、施設利用者の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮すること。
- ・施設利用者のけが・急病人搬送動線にも配慮すること。

エ. 防犯・安全性に関する基本的要件

(ア) 防犯性

- ・施設利用者や建物・設備等を保護するために、防犯設備を設置し、外部からの人や物の侵入を制御できるようにすること。
- ・監視カメラの設置に当たっては、「防犯カメラの運用に関する指針」について留意すること。
- ・監視範囲は建築される棟ごとの主たる出入口に設置し、執務室にてモニター監視、録画ができること。

- (イ) 来庁者（利用企業、一般来庁者含む、以下同じ）に対する安全性
- ・全ての来庁者が安全に施設を利用できるように、十分な安全性能を確保すること。
 - ・滑りやすい部分は、ノンスリップ性能の向上等により転倒防止について十分配慮すること。
 - ・屋外の通路等において、積雪や路面凍結等に対して、歩行者等および自動車の通行に当たっての安全の確保を図るものとする。また、融雪・凍結防止対策に配慮し、除雪が容易な計画や仕様、融雪設備等の導入、除去した雪の集積場所等の確保により、施設利用者の安全と利便に配慮すること。
 - ・歩行者等または自動車、隣地、損傷のおそれのある工作物等に、氷雪が落下しないように屋根形状等について十分な対策を講じること。施設形状（特に屋根面等）は、過度な雪溜まり等が発生しない形状とすること。雪止め等を設置する場合においても氷雪重量の一部集中を避け、平準・分散化が図られるようにすること。
 - ・火災時の避難安全について、消防法等関係法令を遵守して避難器具等を適切に設置するのはもちろんのこと、特に施設を多層化する場合は、安全な避難を考慮した施設計画・避難器具設置を提案すること。ただし、維持管理が容易となるよう十分考慮すること。

オ. 機能性に関する基本的要件

(ア) 利便性

- ・視認性に優れたサインを各棟のエントランスホール、エレベータホール、階段室、他の棟との連結部分等に、施設利用者の利便性を考慮して適切に配置すること。
- ・サイン計画の詳細については、選定事業者の選定後に協議を行うものとする。

(イ) ユニバーサルデザイン

- ・障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが特段の不自由なく安全に利用できるユニバーサルデザインに基づく計画とすること。
- ・「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」について留意すること。

(ウ) 音環境

- ・遮音、吸音に配慮し、周辺環境に与える騒音の抑制および室内音環境の向上に努めること。
- ・なお、一部の個室等については遮音吸音についてより重要度が高いため、配置・遮音性能等同一建物内の他の居室への影響も十分踏まえた計画とすること。
（詳細は別紙5「必要諸室の要求水準」による）

(エ) 光環境

- ・積極的に自然光を利用し、省エネルギーに努めるとともに、開放感のある計画とすること。ただし、西日など、直射日光への対策に配慮すること。
- ・フロア・主たる部屋の照度を調整できる設計とすること。

- ・一部の部屋については、業務の遂行上「北窓」が条件となるため、諸室の配置も含めて十分考慮した計画とすること。

(オ) 熱環境

- ・気温・気候等の屋外条件の変化や、利用人数・使用時間の違いに対応できる空調システムとすること。
- ・照明等の設備機器は、発生する熱負荷が低減されるものを採用すること。また、機器等の使用により局所的に発生する熱負荷は、局所空調・換気により、できる限り発生源の近傍で処理することで、周囲に与える影響を軽減すること。
- ・室温の調整および断熱性の確保等により室内に発生する表面結露および内部結露を抑制すること。
- ・特に一部の部屋においては「恒温恒湿」を求めており、条件を満たし室内環境を実現する設備仕様とすること。

(カ) 空気環境

- ・施設利用者の快適な利用やシックハウス対策のために必要な換気量を確保するとともに、空気清浄度を満たす換気システムとすること。なお、自然換気との併用については、環境負荷に配慮した上で選定事業者の提案によるものとする。
- ・また、新型コロナウイルス感染症や風邪、インフルエンザ等の施設内感染を抑えるため、換気エリア区分に配慮した適切な換気計画とすること。
- ・空調および換気設備によるガラリ等の音鳴りに配慮すること。
- ・一部の部屋においては、センター保有の各機器からの排気を室内に放出することなく屋外へ排出できることが必要となるため、ダクト・フード等必要な設備を設け、外壁面等のスリーブ開口等の接続工事を行うこと。
- ・又、本工事で設置するドラフトチャンバーにおいても、同様に排気設備を設けること。
- ・計画地東側には住宅地があることもあり、各機器等から排出される排気等については該当する基準に合致するだけでなく、周辺環境にも配慮した配置・処置とすること。

(キ) 衛生環境

- ・給水・給湯設備、排水設備、空調設備、衛生器具設備等について、施設の機能等を十分に理解し諸室に必要な環境に応じた適切な計画とすること。
- ・不特定多数の利用者の手に触れる箇所には、抗菌素材を利用するとともに、非接触タッチセンサー式スイッチ・自動ドア等を採用するなど、新型コロナウイルス感染症への対策を検討すること。
- ・配管等の接続で特に配慮が必要な機器については十分な検討を行った上で、県と協議の上設置すること。

(詳細は別紙5「必要諸室の要求水準」による)

- ・開口部への網戸設置や壁面・天井等の隙間対策、光のコントロール等の検討により、室

内への虫の進入防止に十分配慮すること。

- ・水質汚濁防止法、県公害防止条例による地下水の採水が可能なよう監視井戸を必要数設けること。

(ク) 振動

- ・センター保有機器が発する連続振動や衝撃振動、床衝撃音等による心理的不安や生理的不快感等を施設利用者・周辺住民に与えないように配慮すること。
- ・付近の道路、鉄道など外部からの振動、騒音等の影響に対し、施設内の機器に影響が無いよう配慮すること。
- ・センターが保有する各機器の中には、機器本体又は機器に付帯する防振架台だけではなく、建築的な処理として床の振動絶縁や躯体による架台設置等が必要となるものがあるので、機器の仕様等に十分配慮して計画し適切な処置を行うこと。
- ・又、一部の部屋に設置するストーンテーブルについては、防振性・耐薬品性を目的とするため、その機能を理解したうえで計画すること。

(ケ) 情報化対応性

- ・電源設備は、通信・情報システムに影響を及ぼすことなく、確実に機能するために、保守性および安全性が確保されたものとする。
- ・通信・情報システムの将来の更新に対応できるようにすること。
- ・IoTなどの先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコスト削減などの観点から、積極的な導入に努めること。
- ・防犯システムとの連動も含めて適切な提案を行うこと。

カ. 経済・保全性に関する基本的要件

(ア) 耐久性

- ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
- ・器具類等については、耐久性の高い製品を採用するとともに、十分な破損防止対策を行った上で、交換が容易な仕様とすること。
- ・漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修理が容易な計画とすること。

(イ) フレキシビリティ

- ・将来的な間仕切り変更や同変更に伴う部屋の用途変更等に対応できるように、フレキシビリティの高い計画とすること。
- ・各部屋の分電盤の設置位置や配線配管の位置等についても、将来的な間仕切り変更を考慮した計画とすること。

(ウ) 保守の作業性

- ・清掃および点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース等の確保に配慮した計画とすること。
- ・内外装や設備機器については、清掃、点検・保守および交換等が容易で効率的に行えるように配慮した計画とすること。
- ・事業期間終了後の大規模修繕等の作業性にも配慮した計画とすること。
- ・設備機器等は、交換時の適合性、更新時の作業性に留意したものとする。

(2) 建築計画

選定事業者は、建築計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 全体計画

- ・周辺地域や立地環境に配慮し、敷地の要件を踏まえた施設配置およびアプローチ動線計画とすること。
- ・また、将来の建替えや増改築等を考慮し、空地を有効に配置した計画とすること。
- ・敷地内は全面禁煙とし、喫煙専用室も設置しない計画とすること。

(ア) 建物

- ・計画建物には、各ゾーンに建物を分けること、統合することに対する制限を設けない。別紙5「必要諸室の要求水準」に示す条件を満たすのであれば、各ゾーンの統合、積層、各室の配置の変更等には制限は無いものとする。但し、各ゾーンに属する諸室は同一建物内に配置することを原則とする。
- ・各室の面積は別紙5に示す面積のマイナス5%を下限值とし、それを下回らないものとする。又、別紙7「主要諸室参考図」は各室の最小レイアウトを想定したものであり、この条件を満たす範囲での各部屋の縦横比の変更、規模の拡大等については問題ないものとし、施設全体の総面積は、プラスマイナス5%以内とする。又、機器のレイアウトについてはあくまで参考で、レイアウト図の規模が確保されていればレイアウトは可能と考えており、最終的な機器のレイアウトについては協議によるものとする。
- ・鉄道および国道の利用者から夜間でも施設名が認識出来るよう、適切な場所・方法で銘板や看板等を設置すること。
又、各建物の出入口には館銘板を設置すること。

(イ) 設備

- ・施設内の照明、配管、配線および機械設備などの設計や選定および配置にあたっては、省エネルギー、施設の長寿命化、維持管理およびメンテナンス性を考慮すること。
- ・ゾーンで使用する汎用ガス（圧縮空気、窒素、アルゴン）については集中配管を講じ、原則全実験室にそれぞれの取出し口を設けること。各室のバルブ位置は別紙7「主要諸室参考図」による。また、各階には元バルブを設けること。
- ・空調機や環境試験機の屋外機の能力および設置場所については、冬季に氷点下になる恐

- れがあるため能力選定に注意し、配管の凍結や設置場所は風雪の影響を考慮すること。
- ・ 局所排気装置などを適切に設置し、作業空間の安全性を確保すること。
 - ・ 多様な施設利用者に配慮し、エレベーターやバリアフリートイレ、スロープを設けること。
 - ・ 又、エレベーターにより耐候性試験エリアが設置される屋上まで移動できるようにすること。
 - ・ 冷暖房等を完備するとともに、衛生的な環境を保つための換気設備等を備えること。
 - ・ 空調は原則部屋ごとの個別空調とする。
 - ・ 抗菌、防臭等清潔な空間を保つために必要な機能を備えていること。
 - ・ 原則全ての部屋に有線LANを配線すること。
 - ・ 各廊下およびトイレの照明は人感センサー式とすること。
 - ・ 諸室の照明等のスイッチは、ドアの配置を考慮し入室時の動線を妨げず、操作できる位置に配置すること。

(ウ) 動線

- ・ 来庁者が、入館時の執務室での受付から退館時の精算まで利用しやすい動線計画とすること。
- ・ 玄関・展示交流ゾーンのエントランスには車寄せを設けること。庇の高さは、各所に設ける外部搬入用扉等を含め、搬入用トラックの利用を考慮して計画すること。

(エ) 使用材料

- ・ 建物の部材には断熱素材の活用を考慮すること。
- ・ 情報漏洩を防止するため、屋内の壁面については廊下や隣室に漏れないよう遮音性を考慮すること。
- ・ 使用する材料は、ホルムアルデヒドなどのシックハウス症候群の原因となりうる揮発性有機化合物を含んだものを極力避けること。改修時、解体時における環境汚染にも配慮すること。
- ・ 屋内の床材は、機器類の搬入等を考慮した耐荷重性・耐摩耗性、検査関係の業務に配慮した耐薬品性などの機能を有した材料を選定すること。
- ・ 県内産品を可能な限り活用すること。
- ・ 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」および「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、県産木材により可能な限り木質化を行うこと。
- ・ 40 m³程度以上はCLTを用いること。なお当該施設の利用特性上、木材、およびCLTの使用ができない場所があるため、別紙5「必要諸室の要求水準書」を参照のうえ、使用すること。
- ・ 上下水道等のバルブについては県内製造品の活用を配慮すること。銅合金部品を使用したバルブや水道メーターを用いる場合は、鉛フリー銅合金 JIS CAC411「ピワライト」又はこれと同等品の活用を検討すること。

(オ) 敷地出入口

- ・敷地の出入口を建物の配置、動線を考慮し2箇所以上設けること。設置数は提案によるものとし、数は制限しない。
- ・全ての出入口には門扉等を設置し施錠可能とすること。又、敷地内車両動線も含めて必要に応じてカーブミラー等を設置し、安全な通行に配慮した計画とすること。
- ・出入口の一つを正門とし、正門には、施設名を適切な位置に明記した銘板を設けること。
- ・正門は、4トントラックの進入が容易な程度に幅を設けるとともに、車両の出入時に視界の安全を確保できるように配慮すること。

(カ) 柵

- ・敷地の外周部全周には、フェンス（柵）施すこと。なお、敷地との境界（セキュリティラインを示すことが目的であるため、周囲の景観や車両の出入りにおける視界の妨げにならないよう配慮すること。

イ. 意匠計画

- ・周辺からの見え方や景観に配慮した外観および素材、色調等のデザインとすること。
- ・建物形態や外部仕上げ等については、開業後の維持管理業務についても十分配慮し、保全・清掃が容易となる施設とすること。
- ・また、外壁面等は十分な断熱性を確保し、結露防止、空調負荷低減に配慮すること。
- ・各室の窓には適宜カーテン、ブラインド等を設置すること。
- ・当該施設の利用特性上使用できない場所を除き、CLTを、壁材等をはじめとする意匠材として使用する提案を妨げない。なお、意匠材としてのCLTは、前述の「使用量（40m³）」に含むものとする。
- ・米原市景観計画に適合する意匠計画とすること。

ウ. 諸室の配置等計画

- ・主な諸室の配置等の詳細な考え方は、別紙5「必要諸室の要求水準」を参照すること。
- ・諸室の配置にあたっては、不必要な廊下、スペース等の面積削減や階段下スペースの有効活用を検討するなど、事業者の創意工夫により最大限効率的な配置となるよう計画すること。
- ・記載のある什器・備品の設置に支障がないように計画すること。
- ・その他、諸室の機能に応じて鏡や金物等の付属物についても適切に計画すること。
- ・廊下は有効幅1,800mmを確保するなど、大型機器や資材の搬入、来庁者のスムーズな対向を可能とすること。また、壁には研究・機器紹介パネルなどが設置出来るような工夫やスペースを設けること。

(ア) 管理・運営ゾーンでの特記事項

- ・執務室、更衣室等の職員専用ゾーンとその他のゾーンは、例えば玄関ホールを中心に両サイドに配置されるなど、職員と来庁者の動線が分離できる配置を工夫すること。
- ・執務室に近接して所長執務兼応接スペースを、パーティション等を用いて配置すること。
- ・職員更衣室は男女別で、職員の休憩室としても利用可能であること。
- ・コピー室は、業者によるメンテナンスが定期的実施されることを踏まえて適切な配置を計画すること。
- ・図書室・資料保管室は、所定の面積が確保できるのであれば、分割配置してもかまわない。事務用倉庫は分割配置を不可とする。

(イ) 玄関・展示交流ゾーンでの特記事項

- ・玄関ホールには、本県の産業やセンターの研究成果などを紹介する展示スペースを設けること。また、台車（900*600サイズ）3台以上が待機可能なスペースを玄関ホール内あるいは玄関ホール近辺に設けること。
- ・来庁者の利用しやすい場所に、来庁者の更衣スペースおよび鍵付きロッカー（15名分程度、複数個所への分散配置も可）を設置すること。なお、更衣スペースは男女別で、同時に各2名程度が更衣可能なこと。
- ・来庁者との技術相談を行うスペース（技術相談室）は、3セット程度のブースになるようにパーティション等を設け、機密事項や技術情報が第三者の目に触れないように保護すること。
- ・交流・精算室は、独立しての利用、および必要に応じて玄関ホールとの一体的な利用が可能な構造とすること。

(ウ) セミナー・ミーティングゾーンでの特記事項

- ・セミナー・ミーティングゾーンには会議室、研修室およびを配置する。会議室、研修室には、可動壁を設け、部屋の大きさを変更可能なレイアウトとすること。

(エ) 評価分析・観察ゾーンでの特記事項

- ・評価分析・観察ゾーンの試験・実験室には、X線装置等、比較的大型で重量のある試験機器や、精密な恒温恒湿機能が要求される機器を設置する。
- ・液体を使う実験室が多いことから、床面に防水処理を施すこと。また、試験・実験室からは酸など腐食性ガスが発生する可能性があるため必要な策を講じること。
- ・また、本ゾーンには、シミュレーション支援室、繊維観察室などの試験・実験室等を設ける。なお、繊維観察室は北向き採光が必須である。
- ・屋内機械室（管理・運営ゾーン）、試験・実験室には、水質汚濁防止法、電波法、騒音規制法、振動規制法および労働安全衛生法等に基づく特定施設・機器等が複数設置されることから、関連法令に対応した構造・設計とすること。
- ・局所排気施設を設置している部屋の排気口については、排気ガスが建物内に逆流すること

が無いよう十分に配慮すること。また、局所排気施設の能力が十分発揮できるよう、ダクト経路が長い場合などは必要に応じて給排気ファンを設置すること。

- ・屋上には、耐候性試験のための試料が設置可能なフラットスペース（50から100m²程度）を設ける。但し屋根は無いものとする。また、空調屋外機、排気設備等を設置する場合には、排気設備から排出されるガスが、フラットスペースおよび空調屋外機に流れに込みにくくなるように配置すること。なお、転落防止用のフェンスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。
- ・大型機器を直接搬入するため上層階には搬入用の掃出窓を廊下の突き当り等に設けること。掃出窓の外側には転落防止用のテラスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。
- ・評価分析・観察ゾーンを中心とした各実験諸室内は、施設利用者の動線を考慮し、通路幅等の安全な作業空間を確保すること。
- ・実験室の各部屋は、現在想定する用途に合致する構造・仕様を保ちながらも、将来、各部屋の用途変更（大きさ変更、使用目的等）が生じた際に柔軟に対応可能な構造とすること。
- ・倉庫、試料保管庫、機器保管庫については、所定の面積が確保できるのであれば、分割配置してもかまわない。

(オ) 試作・試験ゾーンでの特記事項

[繊維・デザインゾーン]

- ・繊維やデザインの試作機器を設置し、試作・試織等試験を行う。整経機や織機、大型プリンタなど、評価分析・観察ゾーンに設置困難な大型の機器類や、振動・騒音を発生しうる特殊機器を設置する。
- ・織機は騒音規制法および振動規制法等に基づく特定施設に該当することから、このゾーンは関連法令に対応した構造・設計とすること。併せて、小型の繊維分野の試作機、繊維用特殊プリンタは、一定の温湿度環境を必要とすることから、使用目的に応じて適宜パーティションにより区画、配置する構造とすること。

[材料強度試験・精密加工・環境試験・樹脂成形・その他試作ゾーン]

- ・主にプラスチック、機械・金属分野の試作評価機器を設置する。具体的には、金属等の強度試験・材料の精密加工、および計測・樹脂成形・ならびに casting 等の試作を行う大型の試作評価機器を設置する。なお、騒音規制法、振動規制法あるいは電波法等に基づく特定施設が複数設置されることから、このゾーンは関連法令に対応した構造・設計とすること。
- ・材料強度試験室には、金属等の強度試験を行うことから、一定の温度環境の確保のほか、振動対策のためのコンクリート土台、縁切りが必要である。
- ・材料強度試験室に設置する疲労試験機に供給される上水カランには、子メーターを設置すること。なお、この子メーターには遠隔計量・記録することを求めない。
- ・精密加工室には、マシニングセンタ等の大型加工機を設置し、測定精度維持のため、一定温湿度環境を確保する。

- ・精密加工室に設置するSPS焼結機に供給される上水カランには、子メーターを設置すること。なお、この子メーターには遠隔計量・記録することを求めない。
- ・樹脂成形室には射出成形機や混練機等のプラスチックの試作機器を設置する。
- ・その他試作室には、炭化炉や焼成炉、鋳造炉などを設置するため、排気ファンやフードの設置を行う。

[バルブ実流試験ゾーン]

- ・バルブ実流試験室を工場内に施工設置する。バルブ実流試験機は水道水を利用して、「工業プロセス要調整弁 - 第2部：流れの容量 - 第3節：試験手順」（JIS B2005-2-3）に基づいてバルブ弁体等の供試品の流量試験等を行うものであり、水を循環させるためのポンプ、水槽、各種センサー、配管設備等から構成される。
- ・試験機仕様については、別紙8「滋賀県東北部工業技術センターバルブ実流試験機仕様書」を参照のうえ、施工設置すること。
- ・このゾーンに供給される上水カランには、子メーターを設置すること。なお、この子メーターには遠隔計量・記録することを求めない。
- ・なお、事業者決定後の施工作业については、センター職員と十分に打ち合わせを行い、設計、整備を進めること。

(カ) 共同研究・開発ゾーンでの特記事項

- ・共同研究・開発ゾーンは、技術交流（オープンサロン、サテライト室）、試作開発（オープンラボ）、オフィスに分類される。センターと共同研究等の連携により開発に取り組む企業や地場産組合等がオープンラボやオフィスに入居することで、製品開発から事業化までの切れ目ない研究開発のワンストップ化とイノベーションの創出を担う拠点とする。当該ゾーンには複数の企業・団体等が入居することが想定されることから、オープンサロンを除く各部屋は入居者自身で管理可能な鍵システムを導入し、他のゾーンとは別の管理・運用とするなど、セキュリティに配慮した構造とすること。
- ・入居者の研究開発活動に伴い発生する光熱水費は入居者が負担することになるため、オープンラボとオフィスにはそれぞれの管理用メーター（検定品）を設置すること。なお、子メーターについては、容易に計量できるよう設置すること。
- ・入居者用郵便受けを適切な場所に設置すること。
- ・オープンラボは企業等とセンターが一定期間、集中的に研究を行う共同実験室である。オープンラボ1、および2については、大型の試作開発機器の設置、実証化研究等に必要天井高を確保すること。また、オープンラボ3、および4については、パーティションによりレイアウトに一定の幅を持たせることができるようにすること。
- ・サテライト室ではWEB会議システムなどを活用し共同研究等の参画者同士、また企業と各産業支援機関、大学等との打ち合わせを行うことから、ネットワーク環境やディスプレイの設置などの周辺環境を整備すること。
- ・オープンサロンは、川下企業者やバイヤーに対する研究成果や地場産品等の展示、プレ

ゼンテーション、マッチングなどを行い、人が立ち寄り、展示物等を目にすることで、情報発信や新商品・新製品への展開に繋げるなど、研究成果の具現化や地場産品の振興に寄与する取り組みが可能な展示・交流スペースとして利用する。そのため、当室に備えるべき機能、設備、仕様については各事業者からの自由提案を期待する。当方で想定するサロンの使用条件を以下に記載するので、これらが実現できる提案を行うこと。

<常設として>

企業の技術製品紹介パネルの展示、施設利用者の休憩室兼デスクワークスペース、動画撮影ができる簡易スタジオなど、人が立ち寄り、展示物等を目にしてもらう場所

<イベントとして>

- セミナーや製品、技術の企画展の開催、川下事業者やバイヤーと企業の商談スペース
- ・オープンサロンは、可能な限り来庁者の目に触れる場所として、また、休憩室も兼ねることから、管理・運営ゾーンの玄関ホール、精算・交流室から近い場所、すなわち、立ち寄ることが容易にできる場所に設置されることが望ましい。
 - ・なお、本ゾーンでは、オープンサロン、サテライト室のみに管理・運営ゾーンと同じネットワーク回線を付設し、有線LANの接続口を設けること。
 - ・オフィスには、オープンラボ利用企業や地場産組合等などが入居し、開発技術の事業化や地域地場産業等の育成支援を行う。
 - ・多層構造となった場合、搬入用の掃出窓を設けるなど、大型機器の搬入出に留意した設計に配慮すること。また掃出窓を設置した場合には、外側に転落防止用のテラスを設けるなど安全に配慮した設計にすること。

(3) 構造計画

選定事業者は、構造計画について、以下の内容に従うこと。

ア．耐震安全性

- ・構造設計に当たっては、「建築基準法」によるほか、「官庁施設の基本的性能基準および同技術基準」、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、次の耐震安全性を確保すること。
 - ・構造体安全性の分類：Ⅱ類
 - ・建築非構造部材耐震安全性能の分類：A類
 - ・建築設備の耐震クラス：甲類
 - ・耐震安全性を確保するため、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重、積雪荷重、その他の荷重に対して、構造耐力上、十分に安全な計画とすること。
- 尚、上記条件を満たすのであればCLT等の木質系の材料を用いた工法を採用することも可能とする。又、その採用部分が来庁者の目に触れない隠蔽部分であっても前述の「木質化」を実施したものとみなすものとする。
- ・什器・備品の設置においても耐震性を考慮し、床および壁固定の必要性を十分に検討の上で安全性を確保すること。

イ. 耐久性能

- ・本書に記載のない事項については、「日本建築学会諸基準」を参考とすること。なお、適用基準に示す性能等を満たすことを条件に、適用基準以外の仕様・方法等を選定することを認めるものとする。
- ・建築工事標準仕様書／同解説JASS5鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める標準を採用する。これに基づき、コンクリートの耐久設計基準強度は24N/mm²以上とすること。
- ・なお、将来的な太陽光発電のPPAモデル導入の可能性もあることから、各施設の屋根等はこれらモデルの導入時に支障のない強度を持たせること。

ウ. 基礎構造

- ・建物や工作物が不同沈下等を起こさない基礎構造および工法を採用すること。

(4) 設備計画

選定事業者は、設備計画について、以下の内容に従うこと。設備計画は選定事業者の提案によるものとする。ただし、次に特記するものについては、積極的な対応を図ること。

- ・省エネルギー、省資源への対応
- ・将来における修繕・更新に対応した仕様・工法の採用

ア. 電気設備

(ア) 全般的事項

- ・エネルギー起源のCO₂排出量を削減するため、省エネルギー設備の導入や自然エネルギーの利用等に取り組むこと。
- ・機器の入替の容易さなど更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- ・環境に配慮し、エコマテリアル電線の採用等を可能な限り行うこと。
- ・高効率変圧器および調光システムの採用など、省エネルギー手法を積極的に採用すること。
- ・電力量計を必要箇所に設置すること。
- ・電話、LAN等の各種設備は、部屋の大きさや使い勝手から必要な数量を見込むこと。
- ・将来の太陽光発電と蓄電池の設置が容易になるよう空配管や設置スペースの確保を行うこと。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 電灯設備

- ・各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、施設利用者に配慮し十分な配置計画とすること。
- ・非常照明、誘導灯（バッテリー内蔵型）は、関係法令等に基づき点検が容易にできる機器を設置すること。
- ・高効率型器具、省エネルギー型器具（LED照明等）の採用を原則とすること。

- ・器具は、容易に保守管理および交換ができるものとする。
 - ・外灯は、自動点滅および時間点滅が可能な方式とする。
 - ・コンセントは諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれの適切な位置に配置すること。
 - ・諸室の照度はJIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。
- b 動力設備
- ・電気室内（電気室を設ける場合。設けない場合は屋外型キュービクルとしてよい。）キュービクルの低圧配電盤より、各動力制御盤や昇降機などの動力負荷へ至る幹線を敷設すること。
 - ・保守・点検が容易で、メンテナンス費用の軽減を図れるシステム・機材を選定すること。
 - ・各部屋に電灯盤・動力盤の分電盤を設置すること。設置場所は機器のレイアウト変更及び間仕切り壁の変更を考慮した配置とすること。
- c 受変電設備
- ・負荷系統に適した変圧器構成とすること。
 - ・「消防法」、「湖北地域消防組合火災予防条例」および所轄消防指導等に従って設置すること。
 - ・映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
 - ・力率改善コンデンサは低圧側に設置すること。
 - ・高周波対策を行うこと。
 - ・高効率変圧器を採用すること。
 - ・増設・更新スペースを適宜確保すること。
 - ・将来的な配線の増設等も考慮し、キュービクルは建物上ではなく地上に設置すること。又、各棟への配線ルートについても配慮すること。
 - ・冠水、浸水、地震対策を考慮した設置計画とすること。
- d 雷保護設備
- ・「建築基準法」および関係法令等に基づき、外部雷保護設備、内部雷保護設備を設置すること。
- e 構内交換設備
- ・必要に応じた回線数とすること。
 - ・必要各室に内線電話を設置すること。壁には必要なアウトレットを備えること。
 - ・光回線を引き込むための配管を準備すること。
- f 構内情報通信網設備
- ・LAN配管が必要な場所においては、幹線敷設用ケーブルラックを敷設するとともに、各諸

- 室に有線LANの接続口を設けること。
 - ・各フロアにPD盤等を必要な大きさ、スペースで設置すること。
 - ・執務室およびシミュレーション支援室（サーバー室含む）は、二重床とし配線の敷設変更が容易な構造とすること。
- g 時刻表示設備
- ・視認しやすい時計を主たる部屋に設置し、適切に稼働させること。
- h 拡声設備
- ・「消防法」に定める非常放送設備と一般放送設備機能を有すること。
 - ・チャイム設備を備えること。
 - ・内線電話から全館放送設備に接続するようにすること。
 - ・各部屋単位に壁付音量調整器を設けること。
- i 警報設備
- 以下の場所に警報用押しボタンを設置すること。表示器を執務室に設置すること。
 - ・各ゾーンのバリアフリートイレおよび緊急用シャワー設置場所
 - ・試作・試験エリアの出入口
- j テレビ共同受信設備
- ・執務室に事業用地内にて受信可能な商業放送および映像表示設備を整備すること。
- k 防犯管理設備
- ・玄関等、建築される棟ごとの主たる出入口に適宜監視カメラを設置すること。
 - ・執務室でモニター監視および記録を行うことが可能とすること。
 - ・窓などの開口部を含めた施設全体について、適宜防犯設備を設けること。
 - ・主たる部屋には、カード式あるいはテンキー式電気錠等を設置し、防犯性を確保すること。
 - ・薬品庫は別途施錠でき、保有薬品を適切に管理できるようにすること。
 - ・共同研究・開発ゾーンはその他のゾーンとは利用時間が異なるため、防犯管理、扉の施錠等独立した運営が可能となる措置を講じること。各ゾーン内の各諸室は借主である個々の事業者が管理できるようにすること。
- l 自動火災報知設備
- ・関係法令等に基づき設置し、執務室に主受信機を設置すること。
- m 構内配電線路・通信線路設備
- ・電力、電話回線の引込みおよび外灯その他の必要な電気設備・配管配線を設けること。

n 弱電設備

- ・各室には必要数のコンセントを設置すること。

イ. 機械設備（空調換気排煙設備）

(ア) 全般的事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。
- ・地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 熱源機器設備

- ・空調用冷熱源・温熱源および給湯用熱源のシステムは、選定事業者の提案によるものとする。
- ・燃料の種別に関しては、選定事業者の提案によるものとする。

b 空調設備

- ・各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用することとし、その方式は選定事業者の提案によるものとする。
- ・但し、各部屋の運用時間・温度設定等に配慮し個別運転が可能であること。

c 換気設備

- ・シックハウスに配慮した換気設備を設け、空気環境の測定基準に則した除塵対策を行うこと。
- ・諸室の用途、換気の目的等に応じて適切な換気方式を選定すること。また、その換気能力は適切な規模を設定し、各室・各区画毎（パーティションによる区画共）に換気設備を配置すること。
- ・各センター保有機器に接続する排気ダクト等は、メンテナンス性を考慮して原則として室内に露出させること。

d 排煙設備

- ・自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。
- ・排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して計画すること。

ウ. 機械設備（給排水衛生設備）

(ア) 全般的事項

- ・省エネルギー、省資源を考慮した設備とすること。
- ・更新性、メンテナンスを考慮した計画とすること。

- ・地球環境および周辺環境に配慮した計画とすること。
- ・雨水等の再利用を可能な限り計画すること。

(イ) 設備項目ごとの事項

a 給水設備

- ・給水方式は、選定事業者の提案によるものとする。
- ・外部水栓等についても凍害対策に配慮した計画とすること。

b 排水設備

- ・給水負荷変動に配慮した計画とすること。
- ・各室からの排水については、必要に応じて排水処理を行った上で公共下水道へ接続すること。

c ガス（プロパンガスまたは都市ガス）設備

- ・必要に応じて設置すること。
- ・ガス設備を設置する場合は供給方式等を含めて提案すること。

d 衛生器具設備

- ・清掃等維持管理に考慮して選定すること。
- ・原則として洋式便器とすること。
- ・トイレの小便器は自動洗浄とし、洗面器は自動水栓とすること。
- ・評価分析・観察ゾーンに設けるシャワー室は薬品をかぶった等の際に洗い流す物であり、緊急時に必要諸室からスムーズに利用できる配置とし、「ANSI Z358.1」の基準に合致した仕様とすること。

e 給湯設備

- ・必要諸室には電気温水器またはガス給湯器にて給湯すること。
- ・各所のトイレの手洗いにも給湯設備を設けること。
- ・施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
- ・各機器は保守点検の容易さに優れた機器および器具を採用すること。

f 消防設備

- ・消防関係法令に準拠した適切な消防設備を設置すること。

g エレベーター設備

- ・エレベーターを設置する場合は、ランニングコストおよび施設利用者の利便性を十分勘案し、必要な台数も含めた提案をすること。

＜エレベーターを設置する場合の要求事項＞

- －施設利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- －執務室に運転監視盤、エレベーター用インターホンを設置すること。
- －エレベーターのかごは、車いす、視覚障害対応型とすることとし、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- －エレベーターは機器の搬出入にも利用するため、かご内寸法は2 m×2 m程度、積載荷重は2,000kg程度、扉の有効幅は1,400mm以上とする。

(5) 外構計画

選定事業者は、外構計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 基本事項

- ・外構計画の作成に当たっては、車両動線や駐車場等を計画するとともに、美観および耐久性、維持管理（メンテナンス性）等、環境への配慮も行うこと。
- ・又、米原市緑の基本計画において「米原西部緑化重点地区」内の「米原駅東部土地区画整理事業用地内の緑化推進」対象地区に該当するため、周辺環境を考慮し維持管理にも配慮した緑地計画を行うこと。計画を進める上では担当部署と十分な協議を行った上で計画を進めること。

イ. アプローチ、乗入口

- ・車両の出入りは、敷地南側の側道もしくは敷地西側（鉄道敷地側）の側道から行うものとし、東側の国道8号線からの車両の直接の出入りは無いものとする。ただし、将来的に国道8号線からの車両の出入りが可能となったことを想定した配置計画とする。
- ・計画地南側及び西側の道路からの乗入口は、必要位置・切下げ幅等について配置計画に沿って設けること。
- ・又、歩道切下げ等の協議、改修工事費等については事業者負担とする。
- ・国道側の乗入については現段階では不可となっているが、乗入を実現するための今後の県と国道管理者等との協議に協力すること。

ウ. 駐車場・駐輪場

- ・施設利用者の安全に配慮した外灯等設備を適宜設けること。
- ・駐車場、駐輪場は、施設との位置関係、動線に配慮した計画とすること。
- ・普通乗用車を60台程度（来庁者用45台、職員用15台）、4トントラックを1台程度駐車できる駐車場を設けること。尚、利用頻度に配慮したうえで来庁者用駐車場の一部をトラックヤードと兼用することは可能とする。駐車場の舗装材には透水性アスファルト等環境に配慮した素材を用いるほか、降雪時に来庁者が困ることの無いような設備・設計とすること。
- ・公用車用の駐車スペース（3台）を設けること。
- ・大型、長尺、幅広な試験品の搬入のため、各棟周辺に大型車の通路を確保すること。

エ. その他

- ・棟を分けた計画とする場合は、各棟の間には屋根付きの渡り廊下を設けるなど、施設利用者に配慮した設計とすること。渡り廊下と車用の通路と交わる部分は、車幅2.5m、車高3.8mの車両が安全に通過できるよう、渡り廊下の構造についても配慮すること。
- ・植栽については、周辺環境との調和、維持管理のしやすさ等に配慮した計画とすること。
- ・庁舎の2面以上の外壁に滋賀県東北部工業技術センターの名称を示す看板を設置すること。併せて外部から目の付きやすい場所に垂幕や看板を設置可能なスペースを設けるなど、センターあるいは県内産業のPRに資する工夫を施すこと。
- ・玄関ホール前あるいは近辺に国旗等を掲揚できるポールを3本設置すること。
- ・郵便受けを適切な場所に設置すること。
- ・鍵付きゴミ収集庫（2坪程度、積雪型、アンカープレート打設）を2台設置すること。

(6) 施工計画

選定事業者は、施工計画について、以下の内容に従うこと。

ア. 工事用動線

- ・敷地周辺の状況を踏まえ、周辺住民等の安全・安心を確保した計画とすること。

イ. 現場事務所等

- ・現場事務所には監理事務所・会議室を設置し、定期的に県と協議を行いながら工事を進めること。

ウ. 工事用借地

- ・工事期間中に計画地北側の敷地を資材置き場等として利用したい場合は、事業者が主体となり土地所有者（現在は滋賀県土地開発公社）と協議すること。

なお、当該敷地では、別途利活用計画の検討が行われているため、資材置き場等としての利用が約束されるものではない。

3 施設整備業務

(1) 基本事項

ア. 選定事業者の役割

選定事業者は、本書および事業提案書に基づく施設の完成を実現できる体制を整えらるとともに、設計企業、建設企業および工事監理企業等の役割分担や、業務間での必要な調整を行い、各企業の能力が十分に発揮できるよう、適切な管理を実施すること。

イ. 要求水準の確認

選定事業者は、施設整備の各業務の内容が、本書および事業提案書に適合しているかの確認を行う。具体的には、以下に示す方法によるものとし、県は、選定事業者から提出された

計画書および報告書の内容を確認し、必要に応じて是正等を行うこと。

(ア) 要求水準確認計画書

要求水準の項目および内容に応じて、確認の時期（基本設計段階、実施設計段階および施工段階等）、確認を行う者（設計企業、建設企業および工事監理企業等）、確認の方法等を記載した要求水準確認計画書を作成し、基本設計の着手時に県に提出すること。

(イ) 要求水準確認報告書

要求水準確認計画書に沿って、設計および施工における要求水準等への適合に関する各業務の実施状況を反映させた要求水準確認報告書を、基本設計および実施設計の各終了時ならびに施工段階の主要な部位の施工後、建設工事完了時に県に提出すること。

ウ. コスト管理計画書の作成

選定事業者は、基本設計の着手前、基本設計完了時、建設工事着手前（実施設計完了時）ならびに建設工事途中ならびに建設工事完了時の各段階において、業務の進捗に応じたコスト管理計画書を作成し、県に提出すること。各段階のコスト管理計画書は、業務の進捗に応じた構成、内容とし、詳細は事前に県と協議の上作成するものとするが、建設工事着手前（実施設計完了時）のコスト管理計画書は、内訳明細書に基づくものとし、選定事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行うこと。

また、業務の進捗によりコストの変動が生じた場合は、変更金額一覧表を、該当部分の変更前後の数量、単価、金額を含む内容で作成し、適切な時期に県に提出し、変動部分の扱いや対応について協議を行うものとする。

(2) 事前調査業務

ア. 業務内容

選定事業者は、要求水準に従って、次の事前調査およびその関連業務を行うこと。

- ・ 施設整備に必要な一切の建築準備調査（地盤調査、建築に必要な測量、電波障害事前調査等）
- ・ 施設整備に必要な官公庁許認可手続

イ. 業務期間

- ・ 業務期間は、本施設の完成および引渡時期までに計画すること。
- ・ 具体的な期間については、関係機関と十分に協議し、事業全体のスケジュールに支障がないように調整し、本業務を円滑に推進するように設定すること。

ウ. 要求水準

- ・ 選定事業者は、業務に必要となる調査については、自らの責任で行い、関係法令等に基づいて、業務を遂行すること。
- ・ 本事業の実施に関する米原市および近隣地区住民への説明および調整等は県が実施する。選定事業者は、必要に応じて県に協力すること。

- ・建設工事着工に先立ち、近隣地区住民への事前調査・建設工事等の説明および調整等は選定事業者が実施する。選定事業者は建築準備調査等を十分に行い、建設工事の円滑な進行と建設工事に係る近隣地区住民の理解および安全を確保すること。なお、この業務に起因する事前調査および建設工事の遅延は選定事業者の責任とする。
- ・選定事業者は、事前調査・建設工事によって及ぼす諸影響（車両の交通障害、騒音、振動等の影響等）や環境負荷軽減への配慮を検討し、影響を最小限に抑えるための工夫を行い、問題があれば適切な処置を行うこと。なお、この業務に起因する事前調査および建設工事の遅延は選定事業者の責任とする。
- ・選定事業者は、調査に先立ち調査概要および日程等を記載した事前調査要領書を県に提出し、県の確認を受けること。なお、テレビ電波障害に関する調査については、受信レベル・受像画像等の調査結果をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。その他の調査に関しても、その都度報告書を作成し県に提出すること。

(3) 設計業務

ア. 業務内容

- ・選定事業者は、本書に基づき、本事業における整備対象施設の設計およびその関連業務を行うこと。
- ・選定事業者は、管理・運営、および評価分析・観察ゾーン（基本計画に記載の本館棟）については、BELS認証を受けてZEB Ready以上を取得すること。

イ. 業務期間

- ・業務期間は、本施設の完成および引渡時期までに計画すること。

ウ. 要求水準

(ア) 組織体制づくりおよび設計責任者の配置

- ・設計責任者を配置し、組織体制と併せて設計着手前に書面で県に届け出ること（設計者としての経験等、設計に携わる者の実績・経歴を示す書面を添付すること）。

(イ) 設計計画書の作成および提出

- ・設計着手前に必要に応じて現地確認等の事前調査を行った上で、詳細工程表を含む設計計画書を作成し、県に提出して確認を得ること。

(ウ) 進捗管理

- ・進捗管理は、選定事業者の責任において行い、定期的に県に報告すること。

(エ) 県との調整

- ・設計業務の業務期間中、県と選定事業者との間で本施設の設計および建設の全般について

の協議を目的とする「施設整備部会」を開催すること。「施設整備部会」は、県と協議の上定期的に定例会を開催するほか、県および選定事業者双方の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。

(オ) 設計変更

- ・ 県は、必要があると認める場合は、選定事業者の提案を逸脱しない範囲において、選定事業者に対して、本施設の設計変更を要求することができるものとする。その場合、当該変更により、選定事業者に追加的な費用（設計費用、直接工事費等）が生じたときは、県が当該費用を負担するものとし、費用の減少が生じたときは、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

(カ) 県による確認・承諾

- ・ 県は、設計および関連業務の状況・内容について、随時選定事業者の説明または書類の提出等を求め、確認できることとする。
- ・ 県が、国・市などの関係機関に対して報告等が必要となる場合には協力すること。
- ・ 基本設計完了時には基本設計終了時の提出書類を県に提出し県の承諾を受けること。また、実施設計完了時には実施設計終了時の提出書類を県に提出し県の承諾を受けること。

エ. 基本設計および実施設計終了時の提出書類

選定事業者は、基本設計および実施設計終了時には、次の書類を提出すること。その他必要な事項等については、県との協議によるものとする。提出図書は、原図およびCADデータ（オリジナルCADデータおよび変換SFCデータ）、PDFデータおよびJWWデータを提出すること。提出時の体裁、部数等については、別途、県の指示によること。

(ア) 基本設計終了時

a 基本設計図（A3版）

(a) 共通図

- ・ 表紙・基本計画説明図
- ・ 事業用地案内図・配置図・面積表

(b) 建築（意匠）設計図

- ・ 建築計画概要書・仕様概要表・配置図・平面図（各階）・立面図（各面）
- ・ 断面図・矩形図（主要部）・仕上表・各室面積表・求積表および面積表
- ・ 屋外整備計画図（外構・植栽等の計画図）・防火区画図・日影図
- ・ 構造計画概要書（基本構造計画案を含む。）

(c) 電気設備設計図

- ・ 電気設備計画概要書・照明、音響設備計画概要書（照度分布図・音圧分布図を含む。）
- ・ 配置図・各設備系統図
- ・ 各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）

- ・各室必要設備諸元表
 - (d) 機械設備設計図
 - ・機械設備計画概要書・空気調和設備計画概要書・給排水衛生ガス設備計画概要書
 - ・配置図・各設備系統図
 - ・各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
 - ・各階必要設備諸元表
 - (e) 昇降機設備設計図
 - ・昇降機設備計画概要書
 - ・配置図・各設備系統図
 - ・各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
 - (f) 説明資料
 - ・基本設計説明書
 - ・意匠計画書・構造計画書・ランニングコスト計算書・負荷計算書
 - ・電気・機械設備計画書・ユニバーサルデザイン検討書・採用設備計画比較検討書
 - ・近隣対策検討書（電波障害机上調査書等）・施工計画書（建設計画、工程計画）
 - b 工事費概算書
 - (a) 建築（意匠）
 - (b) 建築（構造）
 - (c) 建築（外構）
 - (d) 電気設備
 - (e) 機械設備
 - (f) 昇降機設備
 - c 鳥瞰図・透視図
 - (a) 鳥瞰
 - (b) 外観内観景観シミュレーション
 - d 備品リストおよびカタログ
 - e 事前調査資料
 - f その他必要図書
 - ・BELS（ZEB Ready以上）申請関連資料
- (イ) 実施設計終了時
- a 実施設計説明書（A 3 版）
 - b 実施設計図（A 1 版）
 - (a) 共通図
 - ・表紙・図書目録・特記仕様書
 - ・事業用地案内図・配置図・面積表および求積図・工事区分表・仮設計画図
 - ・平均地盤算定図・高低測量図等
 - (b) 建築（意匠）設計図

- ・仕様書・仕様概要表・仕上表・平面図（各階）・立面図（各面）・断面図
- ・矩形図・平面詳細図・断面詳細図・各部詳細図・展開図・屋根伏図
- ・天井伏図・建具表・工作物等詳細図
- (c) 建築（構造）設計図
 - ・構造標準詳細図・基礎、杭伏図・基礎梁伏図・各階伏図・軸組図
 - ・断面リスト・基礎配筋図・各階配筋図・鉄骨詳細図・構造伏図
 - ・構造軸組図・構造各部断面図・構造各部詳細図
- (d) 屋外整備計画図
 - ・外構平面図・縦横断面図・各部詳細図・雨水排水計画図・植栽図
- (e) 防火区画図
- (f) 色彩計画図
- (g) 電気設備設計図（屋外も含む。）
 - ・受変電、発電設備図（機器仕様・結線図、機器配置図、系統図）
 - ・電灯設備図（平面図、系統図、分電盤図、照明器具図）
 - ・動力設備図（平面図、系統図、制御盤図）
 - ・情報通信設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図、端子盤図）
 - ・防災、防犯設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図）
 - ・テレビ共聴設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図）
 - ・避雷針配線及取付図
 - ・照明、音響設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図）
 - ・中央監視設備図（機器仕様・姿図、平面図、系統図）
 - ・電波障害対策図（機器仕様・姿図、平面図、系統図）
- (h) 機械設備設計図
 - ・給排水衛生ガス設備図〔給排水、給湯、ガス、消火等〕（屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器リスト）
 - ・空気調和設備図〔空調、換気、排煙、自動制御等〕（平面図、詳細図、系統図、機器リスト）
- (i) 昇降機設備設計図
 - ・配置見取り図・機械室詳細図・かご詳細図・シャフト縦断面図・各部詳細図
 - ・各階平面図・機器詳細図
- (j) 消防設備計画書
- (k) その他必要な図面
 - ・BELS（ZEB Ready以上）申請関連資料

c 設計計算書

- (a) 構造計算書
- (b) 電気設備設計計算書
- (c) 照明、音響設計計算書

- (d) 機械設備設計計算書
 - ・ 空気調和設備設計計算書・給排水衛生ガス設備設計計算書
- (e) 昇降機設備設計計算書
- d 工事費内訳書
 - (a) 建築
 - (b) 外構
 - (c) 電気設備
 - (d) 機械設備
 - (e) 昇降機設備
- e 各種申請書類等図書
- f 積算数量算出書、数量調書
- g 各種技術書
 - ・ 雨水排水流量計算書・省エネ計算書・LCC計算書・LCCO₂計算書等
- h 設計説明書等
 - ・ ユニバーサルデザイン説明書・環境対策説明書・リサイクル計画書・法的検討書
 - ・ 室内空気中化学物質の抑制措置検討書・その他提案内容により必要となる説明書等
- i 各記録書
- j 備品リストおよびカタログ
- k 模型（1/400から1/500、A 1 版程度）
- l 鳥瞰図・透視図
 - (a) 鳥瞰
 - (b) 外観
 - (c) 内観発達障害ユニット、強度行動障害ユニット、自立支援ユニットの個室を天井から見下ろした図
 - (d) 内観

(4) 着工前業務

ア. 業務内容

- ・ 選定事業者は、建設工事の着工前に必要となる各種申請業務、工事計画の策定、建設工事関係書類の作成・提出等の業務を行うこと。

イ. 業務期間

- ・ 業務期間は、本施設の建設工事の着手までに計画すること。

ウ. 要求水準

(ア) 各種申請業務

- ・ 建設工事の着工に先立ち、関係法令等で定められた建築確認申請等の建設工事に伴う各種申請の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、各種許認可

等の書類の写しを遅滞なく県に提出すること。

(イ) 工事計画の策定

- ・関係法令等を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
なお、建設に当たって必要となる関係機関との協議に起因する工事の遅延については、選定事業者の責任とする。

(ウ) 建設工事関係書類の作成・提出

- ・建設工事着工前に次の書類を作成し、県に提出すること。なお、書類は建設企業が作成し、工事監理者に提出した後、工事監理者がその内容を確認した上で、工事監理者が県に提出すること。提出時の体裁については、別途、県の指示によること。その他必要な事項等については、県との協議による。

- a 工事着工届
- b 現場代理人等届※1
- c 経歴書※2
- d 工事工程表※3（A3版3部提出）
- e 建設工事下請負人報告書
- f 誓約書（下請負人用）
- g 契約額による内訳明細書
- h 工事現場における緊急時連絡先
- i 建設業退職金共済組合の掛金収納書（発注者に提出用のもの）

※1：健康保険証の写し等、雇用関係の明確になる書類を提示すること。

※2：技術者についてのみ提出すること。押印は個人の印とすること。

※3：関連工事がある場合は関連工事の現場代理人の押印をもらうこと。

(5) 建設期間中業務

ア. 業務内容

- ・選定事業者は、関係法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書および総合施工計画書等の建設工事関係書類に従って、本施設の建設工事、建設関係書類の作成・提出、工事監理、建設に伴う近隣対応・対策等を実施する業務を行うこと。

イ. 業務期間

- ・業務期間は、本施設の完成および引渡時期までに計画し実施すること。

ウ. 要求水準

(ア) 建設工事

- ・工事記録を作成し、工事現場に常備すること。
- ・毎月、県に工事監理状況を報告するほか、必要に応じて工事の状況の説明および調整を

随時行い、工事を円滑に進めること。県から要請があれば工事の施工状況について、事前説明および事後報告を行うものとする。また、必要に応じ、県が要請する書類を作成し、提出すること。

- ・ 県は、選定事業者または建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、随時工事現場で施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・ 工事中における当該関係者および近隣地区住民等への安全対策については万全を期すこと。
- ・ 工事完成時には施工記録を用意し、県の承認を得ること。

(イ) 建設関係書類の作成・提出

- ・ 建設期間中に次の書類を作成し、県に提出すること。提出時の体裁、部数については、別途、県の指示によること。その他必要な事項等については、県との協議によるものとする。
- ・ 月間工程表
- ・ 週間工程表
- ・ 施工計画書の写し（県が求めたとき）
- ・ 施工体制台帳の写し（県が求めたとき）
- ・ 施工体系図の写し（県が求めたとき）
- ・ 電気関係各種届出書（電気主任技術者、受電申込み、近畿経済産業局へ保安規定の届出等）
- ・ 消防設備関係提出書類（着工届、設置届）

(ウ) 工事監理

- ・ 工事監理者は、本件工事の監理状況をまとめた工事監理報告書を作成し、選定事業者を通じて県に毎月報告すること。なお、県が要請したときは、随時報告を行うこと。
- ・ 県への工事完成確認は、工事監理者が選定事業者を通じて行うこと。
- ・ 工事監理業務は常駐監理とし、その内容は、「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とすること。
- ・ 工事監理者が行う施工計画の検討・助言は、本件工事の全てを対象として行うこと。

(エ) 建設に伴う近隣対応・対策

- ・ 近隣地区住民等に対して、事業に関する説明等を十分に行い、合意形成を図った上で、円滑に事業を実施すること。
- ・ 日照障害に関して、周辺地域への影響を抑える対策を行うこと。
- ・ 電波障害の障害範囲については、電波障害対策を行うこと。
- ・ 排水処理施設等から生じる臭気が周辺に拡散しない対策を行うこと。
- ・ 設備機器作動時や配送作業時等に発生する音や振動が、周辺に影響を与えない対策を行うこと。
- ・ 近隣地区住民等に対して、工事内容および作業時間等について、随時説明を行うこと。

- ・選定事業者が行う近隣説明範囲は、建設業務に関する事項とすること。

(工事施工中における留意点)

- ・近隣地区住民等への安全対策については万全を期すこと。
- ・騒音・振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他の建設工事に伴い近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣地区住民対応を実施すること。
- ・万が一、周辺地域に悪影響を与えた場合は、選定事業者の責任において対応すること。
- ・隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修および補償は、選定事業者の負担において行うこと。
- ・工事中は近隣地区住民等からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、選定事業者が適切に対応すること。
- ・近隣への対応について、県に対して事前および事後にその内容および結果を報告すること。
- ・低振動・低騒音工法を採用すること。

(オ) 県との調整

- ・設計業務の業務期間に引き続き、建設業務の業務期間においても、県と選定事業者との間で本施設の設計および建設の全般についての協議を目的とする「施設整備部会」を開催すること。「施設整備部会」は、県と協議の上定期的に定例会を開催するほか、県および選定事業者双方の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。

(6) 完工後業務

ア. 業務内容

- ・選定事業者は、建設工事が完了した後に、完了検査および工事完成確認、公有財産台帳付属図面の作成・提出、工事完成図書の作成・提出、什器・備品等の調達・設置等の業務を行うこと。

イ. 業務期間

- ・業務期間は、本施設の完成および引渡時期までに計画し実施すること。

ウ. 要求水準

(ア) 完了検査および工事完成確認

- ・完了検査および工事完成確認は、次の「a シックハウス対策の検査」、「b 選定事業者による完了検査」、「c 県の工事完成確認」の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しないものとする。
- a シックハウス対策の検査
 - ・整備する備品の設置が終わった段階で、次の「b 選定事業者による完了検査」に先立って本施設におけるホルムアルデヒドおよび揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、

その結果を県に報告すること。

- ・測定値が「室内空气中化学物質の室内濃度指針値および標準的測定法について」（厚生省医薬局長通知）に定められる値を上回った場合、選定事業者は、自己の責任および費用負担において、次の「c 県の工事完成確認」までには是正措置を講ずるものとする。

b 選定事業者による完了検査

- ・自己の責任および費用において、本施設の完了検査および機器・器具・整備備品等の試運転検査等を実施すること。
- ・完了検査および機器・器具・整備備品等の試運転検査等の実施について、それらの実施日の7日前までに県に通知すること。
- ・県は、選定事業者が実施する完了検査ならびに機器・器具および什器・備品の試運転に立会うことができる。
- ・県に対して完了検査の結果ならびに機器・器具および什器・備品の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、書面により工事が完了したことを通知すること。

c 県の工事完成確認

- ・県は、選定事業者による「b 選定事業者による完了検査」、機器・器具および什器・備品の試運転検査後の終了後、工事完成確認を実施する。
- ・県は、選定事業者または建設企業および工事監理者の立会いの下で、本施設が本書等の内容を満たしていることを確認する。
- ・機器・器具および什器・備品の取扱に関する県への説明を、完了検査時の試運転とは別に実施すること。
- ・県が工事完成確認を行った結果、本施設が本書等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、県は、選定事業者に対し是正または改善を求めることができる。なお、当該是正または改善に係る費用は、選定事業者が負担すること。

(イ) 公有財産台帳付属図面の作成・提出

- ・公有財産台帳付属図面を県と協議の上で作成し、建設工事完了後すみやかに県に提出すること。提出時の体裁、部数等については、別途県の指示に従うこと。

(ウ) 工事完成図書の作成・提出

- ・県による工事完成確認に必要な次の工事完成図書を作成し、県に提出した上で、工事完成確認を受けること。なお、これら図書を本施設内に別途保管すること。
- ・提出時の体裁、部数等については、別途県の指示に従うこと。
- ・提出図書は、CADデータ（オリジナルCADデータおよび変換SFCデータ）、PDFデータも提出すること。

a 鍵および工具等引渡書

b 完成図（工事完成図一式）

c 工事完成写真および工事記録写真

- ・県による工事完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを県に対して保証するものとする。工事完成写真の使用が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の責を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担するなど、必要な措置を講ずるものとする。
- ・工事完成写真の使用について、県が行う事務および県が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができること、この場合において、著作権名を表示しないことができることを保証すること。
- ・あらかじめ県の承諾を受けた場合を除き、工事完成写真が公表されないようにし、かつ、工事完成写真が県の承諾しない第三者に閲覧、複写または譲渡されないようにすること。

d 検査試験成績書

e 保守点検仕様書

f 取扱説明書

g 保証書

h iからo以外の官公庁・事業会社等の関係機関の許認可等書類の原本または写しおよびその一覧表（原則として原本とするが、法律上選定事業者が保管する必要のあるものおよび原本以外の着手時の提出分を除く。）

i 確認通知書（計画変更があった場合の計画変更通知書を含む。）

j 建築基準法に基づく検査済証および中間検査済証（中間検査を受けた場合）

k 建築基準法の規定により必要な届出書の副本

l 建築士法に基づく工事監理報告書

m 消防法に基づく検査済証

n 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定通知書

o だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく適合証

p VOC（揮発性有機化合物）等分析試験報告書

q 建設廃棄物処理実績報告書（マニフェストE表の写し）

r 完了検査調書（選定事業者によるもの）

s 建設業退職金共済証紙使用内訳書

t dからq以外に必要な検査済証、届出書、報告書等

u 什器・備品配置票一式（備品リスト・カタログを含む。）

v 施設の保全に関する資料（使用材料表・使用機器表、機器納入仕様書、緊急連絡先一覧表、エレベーター取扱要領）

w 関係機関協議議事録

x 工事日誌

y 事業記録の作成

- ・事業記録は、県への本施設の引渡し時までの概要と経過および技術的資料を整理し取りまとめたものとする。事業記録の作成に当たっては、全体の構成計画を作成しその内容について県に協議すること。建設工事完了後、県に提出し確認の通知を受けること。

- ・提出時の体裁、部数等については、別途県の指示に従うこと。
 - z その他必要図書
 - ・その他必要な図書を、県との協議により作成すること。
- (エ) 什器・備品等の調達・設置
- ・施設の機能および性能を満たすために必要な什器・備品等を設置すること。
 - ・什器・備品等は、別紙6「什器・備品リスト」をもとに、諸室の仕様、事業実施の内容に合わせて提案すること。
 - ・什器・備品等については、選定事業者において購入し、工事中または工事完成後に設置すること。
 - ・什器・備品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、グリーン購入（環境に配慮した商品・サービスの購入）を推進すること。
 - ・県への引渡しまでに耐震対策や動作確認などを行うこと。
- (オ) 本施設の引渡しおよび所有権取得に係る業務
- ・県から本施設の工事完成確認通知書を受領した後、引渡し予定日までに、県に対し、工事完成図書とともに本施設の引渡しを行い、県に所有権を取得させるものとする。
- (カ) 施設建設時に県が補助金等を受けた場合の実績報告書等資料作成に関する支援業務
- (キ) 会計実地検査の支援
- (ク) 業務の実施状況についてのモニタリング
- ・県は、民間事業者が行う業務の実施状況についてモニタリングを行う。モニタリングの主な内容については、以下の通りとする。なお、県による下記の報告の受領、確認の実施により設計及び建設工事の全部又は一部について、選定事業者の責任および費用負担により行うものとする。
- 設計時
- ・選定事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を県に提出し、確認を受ける。
 - ・選定事業者は、基本設計完了時に事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受ける。
 - ・選定事業者は、実施設計完了時に事業契約書に定める図書を県に提出し、確認を受ける。
 - ・設計の状況について、選定事業者は県の求めに応じて随時報告を行う。
- 工事施工時
- ・選定事業者は、建設工事着手前に、工程表及び施工計画書を県に提出し、確認を受ける。
 - ・選定事業者は、建設工事の進捗状況及び施工状況等について県に報告し、県の求めに応じて説明を行うものとする。また、県は事前の通知なしに建設工事に立ち会うことができる。
 - ・選定事業者は、施工に関する検査又は試験の実施について事前に県へ通知するものとする。

る。

県はこれらに立ち会うことが出来る。

- ・選定事業者は、施工期間中、県の求めに応じ中間確認を受ける。

(ケ) 事業提案の違反に対する措置

- ・選定事業者は、事業提案どおりに実施しなければならないが、事業提案に反した場合、県は選定事業者に対し一定のペナルティ（違約金など）の措置を行う。
具体的な内容は、事業契約書で定める。